

議案第 22 号

守谷市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

守谷市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市水道事業給水条例等の一部を改正する条例
(守谷市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 守谷市水道事業給水条例（平成10年守谷町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(守谷市公共下水道条例の一部改正)

第2条 守谷市公共下水道条例（昭和55年守谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(守谷市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 守谷市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成8年守谷町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由（議案第 2 2 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年能登半島地震の際、被災市町村においては指定給水装置・排水設備工事事業者も被災し、給排水設備の復旧に大幅な遅れが生じたことから、他の市町村の指定給水装置・排水設備工事事業者が復旧工事を行うことができるよう、国土交通省から例規改正の技術的助言があったため、関係条例の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市水道事業給水条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正	現 行
（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 から 4 まで （略）	（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 _____ _____ _____ 2 から 4 まで （略）

守谷市公共下水道条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
（指定排水設備工事事業者の指定） 第7条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた守谷市指定排水設備工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2及び3 （略）	（指定排水設備工事事業者の指定） 第7条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた守谷市指定排水設備工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）でなければ、行ってはならない。__ ____ ____ 2及び3 （略）

守谷市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
（排水設備等の工事の事業に係る指定） 第8条 排水設備等の新設等の工事は、守谷市公共下水道条例（昭和55年守谷町条例第10号）で定めるところにより、市長の指定を受けた守谷市指定排水設備工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	（排水設備等の工事の事業に係る指定） 第8条 排水設備等の新設等の工事は、守谷市公共下水道条例（昭和55年守谷町条例第10号）で定めるところにより、市長の指定を受けた守谷市指定排水設備工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）でなければ、行ってはならない。 _____ _____ _____